

平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバー記載に伴い必要になるマイナンバーの本人確認

窓口に来られた方	マイナンバー確認	身元確認	代理権の確認【注釈②】
被保険者	被保険者のマイナンバーの確認が必要【注釈①-1】	(被保険者の) 身元確認が必要【注釈③】	—
代理人	被保険者のマイナンバーの確認が必要【注釈①-2】	代理人の身元確認が必要【注釈③】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法定代理人の場合は、戸籍謄本 その他その資格を証明する書類 2. 任意代理人の場合には委任状 3. 1. 2. が困難な場合には、被保険者の 1 点確認書類の原本又は被保険者の 2 点確認書類のうち官公署発行分の原本

【注釈①-1】 被保険者のマイナンバーが確認できる書類（郵送の場合はコピー可）

下記のいずれかが必要

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード
- ・ マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・ 住民票記載事項証明書

【注釈①-2】 代理人の場合、被保険者のマイナンバーが確認できる書類（郵送の場合はコピー可）

下記のいずれかが必要

- ・ 個人番号カード、又はそのコピー
- ・ 通知カード、又はそのコピー
- ・ マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・ 住民票記載事項証明書、又はそのコピー

【注釈②】 代理権の確認（郵送の場合はコピー可）

上記のマイナンバーの代理権の確認は、申請等の代理権の確認も兼ねる

【注釈③】身元確認書類一覧（郵送の場合はコピー可）

種 別	書類一覧
<p style="text-align: center;">A</p> <p>1点で良いもの</p>	<p>下記のいずれか1点が必要（郵送の場合はコピー可）</p> <p>＜官公署等発行（顔写真付き）＞ <u>※有効期限が切れていないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・パスポート ・運転免許証 ・運転経歴証明書 *H24.4.1以降の交付 ・住基カード様式第2（顔写真あり） ・在留カード（外国人住民）（更新前の外国人登録証明書を含む） ・特別永住者証明書（外国人住民）（更新前の外国人登録証明書を含む） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳（顔写真あり） ・雇用保険受給資格者証（顔写真あり）
<p style="text-align: center;">B</p> <p>2点必要なもの</p> <p>(Aがない場合)</p>	<p>下記のいずれか2点が必要（郵送の場合はコピー可）</p> <p>＜官公署等発行（顔写真なし）＞ <u>※氏名及び住所が記載されたもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基カード様式第1（顔写真なし） ・健康保険証（国保保険証、社会保険証、後期高齢者医療保険証） ・年金手帳、年金証書 ・介護保険証 ・各種医療証（高齢受給者証、限度額適用認定証、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証 等） ・各種納税通知書 ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給証明書 ・精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし） ・運転経歴証明書 *H24.3.31以前の交付 ・官公署発行の本人宛郵便物（公印（電子公印含む）があるものに限る）

※郵送の場合、最新の住所等が裏書されている場合には、裏面のコピーも必要